

スマートフォンで新聞紙面を撮影した画像が短文投稿サイトに投稿されたところ、紙面上の報道写真について引用または「写り込み」の抗弁が成立するとした事例

—最凶タッグ事件・控訴審—

知財高判令和7年7月31日令和6年(ネ)第10075号

横浜国立大学大学院環境情報研究院 准教授 末宗 達行

◆事案の概要

本件は、その発行する機関紙であるA新聞に掲載された本件各写真（原判決別紙写真目録記載1～37の写真を総称したもの。また、それぞれの写真について同目録記載の番号を付して「本件写真1」などという）の著作権を有するXが、Yにおいて本件各写真を本文とともに短文投稿サイト「Twitter（現「X」）」上に投稿（原判決別紙投稿記事目録記載1～25の投稿について、同目録記載の番号を付して「本件投稿1」などという。また、これらを総称して「本件各投稿」という）した行為が、Xの本件各写真に係る著作権（送信可能化権）を侵害すると主張して、損害賠償等を求めた事案である。

A新聞は、1～5面がXの宗教目的に関する内容であり、6面以降は社会のニュースや一般的な記事等が掲載されている。1～5面に掲載される写真は、報道を視覚的に伝達するいわゆる報道写真であり、独立の法人格のないA新聞社のカメラマンが職務上撮影したもので、Xがその著作権を保有している。本件各写真についても同様であり、Xがその著作権を保有している。

Xの会員であるYは、平成30年10月22日から令和元年10月21日までの間、合計25回、原判決別紙投稿記事目録本文記載の批評およびこれに関連する1枚の写真をTwitterに併せて投稿した。Yは、批評においてA新聞からの引用である旨を記載したり（本件投稿7、9、10、14、18、19、21～25）、または「A新聞」という文字を写り込ませてその写真を掲載したりした（本件投稿10、11、13、21～24）。

Yがスマートフォンで撮影したA新聞の記事には、いずれも当該批評と関連するものが含まれ、この記事は批評をする目的でスマートフォンの写真1枚に写り込む限度で利用され

たものであった。また、本件各写真の構図は総じてありふれたものであり、また、Twitter上に投稿された本件各投稿に付された写真に写し出された本件各写真は、全体として不鮮明で、画質が粗く細部は捨象され、それ自体独立して鑑賞の対象となるものとはいえないとされている。

原審〈東京地判令和6年9月26日令和5年(ワ)第70388号〉は、Yによる本件各写真の利用は著作権法32条1項にいう引用に該当するとして、Xの請求をいずれも棄却した。Xはこれを不服として控訴した。

◆判旨—控訴棄却—

1. 結論

結論として、裁判所は、Yが本件各投稿に掲載した本件各写真のうち、本件写真1～9、11～26、30～37について、引用の抗弁が成立するとし、それら以外の本件各写真（以下、後者を「本件各写真（付随）」という）については、付随対象著作物の利用の抗弁（著作権法30条の2）が成立するとした。

本稿では、紙幅の制約から、付随対象著作物の利用の抗弁についてののみ扱う。引用の抗弁を含む全体の検討は、他日を期したい。

2. 付随対象著作物の利用の抗弁

（1）本件に適用される規定は、令和2年改正前著作権法30条の2か、現行著作権法30条の2か

Yが本件各写真（付随）について著作権法30条の2の抗弁が成立すると主張するのに対して、Xは、Yによる撮影行為の時点を基準として本件で適用されるのは令和2年改正前著作権法（以下、「旧著作権法」という）30条の2であると主

張したため、裁判所は、本件に適用される規定を検討した。

「憲法上、刑罰法規について遡及処罰を禁止する規定（憲法39条）はあるが、新法の規定を新法施行前の事実に応用することを禁止する一般的な規定はないし、刑罰法規の改正であっても減刑する方向の改正の場合には、改正法を遡及的に適用することは憲法違反にはならないと考えられる（刑法6条参照）。したがって、本件において、令和2年改正法施行後の規定を施行前の行為に適用することができるかどうかは、法改正の趣旨を踏まえた法解釈の問題として、経過規定の有無、法改正の経緯及び目的等に照らし検討する必要がある。

しかるところ、令和2年改正法附則その他の法令において、令和2年改正法の施行前にされた撮影行為等により生じた付随対象著作物の利用について、令和2年改正法による改正後の著作権法の規定の適用を排除し、旧著作権法の定めるところによる旨の経過措置等の規定は置かれていない。本件口頭弁論終結時において現に効力を有するのは現行の著作権法30条の2の規定であり、旧著作権法30条の2の規定は既に存在しない規定であるから、仮に現行規定を施行前の行為に遡及適用することができないのであれば、旧著作権法30条の2の規定を適用する根拠となる経過規定もない以上、令和2年改正法施行前の行為については、およそ付随対象著作物に関して適用可能な著作権制限規定が存在しないことになる。この結果は、明らかに不当である。そもそも著作権は天賦の人権ではなく国が文化の発展のために政策的に認めている権利であるから、その内容や保護範囲は絶対的なものではなく、他の保護すべき価値や利益との関係で相対的に決まる性質のものである。令和2年改正法は、平成24年の著作権法改正によって創設された旧著作権法30条の2の権利制限規定の要件が厳格に過ぎ、日常生活において広く一般的に行われている行為等についても、妥当な結論を導くことができない場合がある等の指摘を踏まえ、要件を緩和し、権利制限規定の対象範囲を拡大するために行われた改正である（文化庁HPに掲載された文化審議会著作権分科会（第55回）の『写り込みに係る権利制限規定の拡充に関する報告書』参照）。このような法改正の経緯及び目的を踏まえると、令和2年改正法による改正後の著作権法30条の2の規定は、令和2年改正法施行前に行われた行為についても適用されると解するのが相当である。そうすると、本件において適用されるのは、令和2年改正法による改正後の著作権法30条の2の規定であり、これに反するXの主張は採用することはできない」

（2）付随対象著作物の利用の抗弁の成否（本件写真29）

紙幅の制約から、本件写真29についての付随対象著作物の利用の抗弁の成否のみ取り上げる。

「本件写真29及びこれにより報道された出来事は、本件投稿22の投稿本文による批評の対象ではなく、投稿本文との関連性はない。本件投稿22に掲載された被告がスマートフォンで撮影したA新聞の一面の写真（作成伝達物）のうち本件写真29の占める割合は15%程度であり軽微な構成部分（付随対象著作物）と認められる。また、本件写真29は、被告がその利用により利益を得る目的はなく、批評の対象とされた新聞記事の紙面における『A新聞』の題字に隣接するために分離して撮影することも困難であって、本件写真29が作成伝達物において特段の役割を果たすものでもないことなどからすると、付随対象著作物として正当な範囲内で複製伝達行為に伴って利用されているものといえる」

◆評釈—結論、理由ともに賛成—

1. 本判決の意義

本判決の意義は、第一に、後掲・〔パンフレット写り込み事件〕判決が傍論で著作権法30条の2（以下、著作権法を単に「法」ということがある）により侵害を否定する趣旨の判断を示したことがあったものの、本判決は、正面から同条の適用を認めた初めての事例として注目される^{*1}。

第二に、法30条の2の令和2年改正施行前の行為に対しても、口頭弁論終結時に現に存在している同改正後の法30条の2が適用されると判示した点に意義がある^{*2}。

2. 著作権法30条の2に係る令和2年改正により、問題となっている行為が行われた時点の規定と、口頭弁論終結時の規定が異なる場合に、いずれが適用されるべきか

（1）問題の所在

日常のさまざまな場面において、主な対象を撮影・描写あるいは配信等するにあたって、意図せざるか否かを問わず、主な対象ではない著作物をあわせて撮影等することはしばしば起こる。こうした著作物の撮影等は、形式的には著作物の利用行為に該当し著作権侵害が成立しようとしても、社会通念や著作権法の目的等に照らして、その帰結が妥当ではないこともある。著作権法30条の2は、こうした「写り込み」の場面、すなわち付随対象著作物の利用に関する権利制限規定として、平成24年著作権法改正（平成24年法律43号）によ

り導入された。

のちに、実質的な法準則に変更のない技術的な改正（平成30年法律30号）を経て、令和2年著作権法改正（令和2年法律48号）により、対象範囲が拡充されている（以下、令和2年改正前の同条を「旧30条の2」、令和2年改正後のそれを「新30条の2」という）。対象範囲を拡充した背景には、第一に、同じく令和2年改正に盛り込まれていた侵害コンテンツのダウンロード違法化の対象範囲拡大への対応と、第二に、旧30条の2の要件が過度に厳格であるとして、批判されていたことへの対応がある^{*3}。批判されたのは、対象行為の「写真の撮影、録音又は録画……の方法」への限定、「著作物を創作するに当たって」との要件、分離困難性要件といった、条文審査の過程において付加された要件による適用対象の過度な限定などである^{*4}。

本件各投稿は、いずれも令和2年改正が施行された令和2年10月1日〈令和2年改正法（令和2年法律48号）附則1条2号〉以前に行われたものである一方で、本判決の口頭弁論終結時は同改正施行後であることから、本件には同改正前の旧30条の2が適用されるのか、あるいは、同改正後の新30条の2が適用されるのかが問題となる。令和2年改正法附則11条は「施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による」と定めており、刑事については施行日前の行為には改正前法が依然として適用されることが明らかとなっているが、他方で民事については沈黙している。

（2）経過規定等が存在しない状況における法改正に伴う規定の適用関係についての従来の判例・学説

遡及処罰（事後法）の禁止については、憲法に「何人も、実行の時に適法であった行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない」（憲法39条前段）とあり、刑罰規定については明文の定めが存在する。民事における遡及効については、最大判昭和24年5月18日民集3巻6号199頁が「刑罰法規については憲法第三十九条によって事後法の制定は禁止されているけれども、民事法規については憲法は法律がその効果を遡及せしめることを禁じてはいない」として、民事では遡及効を持つ立法を行うことは憲法上禁じられていないとしている。

そのうえで、民事における経過規定等が存在しない状況における法改正に伴う規定の適用関係については、以下の判例が存在している。

昭和23年法律179号により新設された地方自治法234条の2（当時）が、この規定の下での権利が認められる以前の事実^{（事実）}に適用されるか否かが争われた最大判昭和34年7月20日民集13巻8号1103頁は、「同条によって住民が監査の請求をしさらに訴訟を提起することができるのは、手続法上の権利ではなく実体法上の権利であり、昭和二三年七月法律一七九号によってはじめて住民に与えられた権利である」として、かかる事実への適用は許されなかったとした。

他方で、証券取引法（当時）の改正により、損失補填^{（はてん）}等のための財産上の利益提供行為を禁じる規定が新設されたところ、最判平成15年4月18日民集57巻4号366頁は、改正法施行前に締結された契約に基づくものであっても、当該規定により禁止されている損失補償等の履行を求めることは許されなかったとした。これは、法改正後の新法の規定を制限なく適用した事例と理解される^{*5}。

また、プロバイダ責任制限法（当時）の令和3年改正に伴って、新法では、ログイン通信等のうち一定範囲のものを侵害関連通信として、一定の要件の下でこれに係る発信者情報の開示を請求できる旨を定めたところ、最判令和6年12月23日民集78巻6号1445頁は、問題となった投稿とログインが同改正施行前に行われた一方で、口頭弁論終結時には改正法が施行されていた状況において、それらの適用関係について判断した。

同最判は、「令和3年改正法附則には、改正前法4条2項の規定による意見の聴取を改正後法6条1項の規定によりされた意見の聴取とみなす旨の定めがあるものの（2条）、令和3年改正法その他の法令において、そのほかに、権利の侵害を生じさせた特定電気通信及び当該特定電気通信に係る侵害関連通信が令和3年改正法の施行前にされた場合について、改正後法の規定の適用を排除し、改正前法の定めるところによる旨の経過措置等の規定は置かれていない。また、令和3年改正法は、改正後法5条において、発信者情報の開示請求権の要件を一部整理するなどしたものであって、発信者情報の開示請求権そのものを新たに創設したものではない」として、侵害関連通信が改正法施行前にされたものである場合にも、改正後の規定が適用されるとした^{*6}。

同最判は、改正法施行前の事実・行為に対して、改正前法を適用する旨の経過措置等の規定がないことを理由の一つとして、改正後法（新法）の適用を導いている^{*7}。また、開示請求権そのものを新たに創設したわけではないという点も理

由としているため、新たに権利を創設した場合には、必ずしも射程が及ぶわけではないと解される^{*8}。こうした理解は、法改正により初めて実体的な権利が創設されたことをもって改正後法は適用されないとした前掲・最大判昭和34年7月20日の考え方とも整合する。

(3) 法30条の2の新設・改正に伴う適用関係についての従来の裁判例・学説

本判決以前、新30条の2を正面から適用した事例は、管見の限り見当たらないが、傍論として判断を加えた事例に、東京地判令和4年10月31日〈令和4年(ワ)第967号〉〔パンフレット写り込み事件〕がある。Yの経営する店舗の入り口のガラス扉に、ポスターとしてXの著作物であるパンフレットが貼付されていた様子を含む写真（判決文にいう「本件画像3」）を画像等投稿サイト「Instagram」に投稿し、Xの著作権等を侵害したとして損害賠償等を請求した事案である。

裁判所は、問題となった写真において、Xの著作物であるパンフレットにおける創作的な表現部分が複製されているとはいえないとして、著作権（公衆送信権）侵害を否定した。続けて裁判所は、仮に創作的な表現部分が複製され、その表現上の本質的特徴が感得できるとしても、新30条の2の下で侵害は否定されるとした。

同判決の事案では、Xの著作物であるパンフレットが貼付されていた様子を含む写真の撮影時期は不明ではあるが、「Instagram」への投稿は、（令和2年改正法の施行日前の）令和元年11月29日ごろであるとされていた。必然的に撮影の時期は、少なくとも令和2年改正法の施行日前となる。他方で、口頭弁論終結日は、令和2年改正法施行日後の令和4年9月29日であった。傍論ではあるが、新30条の2の下で侵害を否定したことは、被疑侵害行為が令和2年改正前に行われていたとしても、改正後の新30条の2が適用されたことを意味している。ただし、同判決は、新30条の2が適用される理由については、何ら言及していない。

また、学説には、平成24年改正による旧30条の2の新設前後に関するものであるが、同改正前に撮影等された写真等著作物を施行後に利用した場合には、旧30条の2第2項は同条1項により複製等された付随対象著作物の利用を許容するものであることから、同条1項が施行日前まで「遡及的に適用される定めがない」がゆえに同項は適用されず、したがって同条2項も適用されないとの見解^{*9}があった。

(4) 本判決の評価

本判決は、本件各投稿が令和2年改正施行以前に行われているとしても、本件には同改正後の新30条の2が適用されるとした。その主な理由として、第一に、同改正施行前の付随対象著作物の利用に対して旧30条の2を適用する旨の経過措置等の規定がないこと、第二に、令和2年改正が、平成24年改正により既に創設されていた旧30条の2の要件を緩和し、適用範囲を拡大するために行われたものであることを挙げている。仮に、第二の理由が、令和2年改正について、本来は適法とされるべき形式的な侵害行為のうち典型的な類型をくり出したはずの旧30条の2における過度に厳格な要件を撤廃して、本来の適用範囲を明確にしたという趣旨だと解し、新たに権利制限規定を創設することと区別しているのだとすれば、本判決の2つの理由付けは、前掲・最判令和6年12月23日の趣旨と整合的に理解できる。

そもそも旧30条の2の新設の趣旨は、形式的には違法と解し得る行為について侵害とはならないことを明確化することにあった^{*10}。そして、旧30条の2の新設の段階では、典型的に適法とされるべき行為を取り上げて立法された^{*11}。こうした同条の趣旨・経緯から、既に令和2年改正前の段階で、旧30条の2に拡張・類推解釈の余地があるとする見解が有力に主張されていた^{*12}。すると、令和2年改正について、新たに違法な行為を適法とする権利制限規定を創設・拡張するのではなく、旧30条の2における過度に厳格な要件を撤廃して、本来の適用範囲を明確にしたという趣旨であると解することは、妥当なものといえる。

学説には、知財高判平成28年6月22日判時2318号81頁〔毎日オークション事件〕をもとに、令和2年改正施行前の行為に新30条の2が適用されるとした本判決の結論を批判する見解^{*13}もみられる。

同判決は、平成21年改正により新設された法47条の2の施行日以降に行われた複製行為については、同条の要件を充足するか否かを判断して同条の適用を認めた。他方で、同条の施行前に行われた複製行為について同条が新設された趣旨から著作権の濫用に当たるとの被告の主張に対して、裁判所は、かかる複製について損害賠償請求等を行うことが権利濫用とはいえないとして、被告の主張を^{しりぞ}けた。同判決は、同条が立法されなければ、適用範囲となるはずの行為は著作権侵害となるとして、同条が新たに非侵害となる行為の範囲を設けた創設的な権利制限規定であると理解しているとみられ

る^{*14}。すると、同判決は、前掲・最大判昭和34年7月20日に近いものと分類できるから、前掲・最判令和6年12月23日や本判決とは区別して整理することができる。ゆえに、〔毎日オークション事件〕判決をもとにした批判は、適当でない。

また所論は、仮に令和2年改正施行前の行為に新30条の2が適用されない場合には、本件に旧30条の2の適用があり得ることを前提としているとみられるが、同条の「写真の撮影、録音又は録画……の方法によって著作物を創作するに当たって」との要件を充足しないとして、結局、本件には旧30条の2は適用できないとしている^{*15}。確かに、立法過程において要件が付加され、国会審議も経て成立した事実を踏まえれば、厳格な解釈によるべきで、拡張・類推解釈は行うべきではない^{*16}として、所論の立場を採ることもあり得るのかもしれない。

しかし、そもそも「著作物を創作するに当たって」との要件は、映画の盗撮などの違法行為に伴う付随対象著作物の利用行為を旧30条の2で適法な著作物の利用行為とすることは適切ではないという考え方が背景にある^{*17}。これを前提とするならば、著作物の創作に当たらないとしても違法行為ではないならば、旧30条の2の適用を排除すべき理由はないはずである^{*18}。本件では、映画の盗撮などと同視できる程度の違法行為は認められないから、仮に旧30条の2を適用するとしても、拡張・類推解釈により、非侵害とすべきである。

3. 法30条の2の解釈適用

(1) 従来の裁判例

管見の限り、旧30条の2に関する実質的な判断を行った唯一の裁判例として、東京地判令和2年10月14日〈令和2年(ワ)第6862号〉〔A新聞発信者情報開示請求事件〕がある。事案の概要としては、本判決の原告Xと同じXが、経由プロバイダであるYに対して、氏名不詳者がTwitter上に、Xが著作権を有する写真を含む新聞紙面の一部を、カラーで複製した画像を掲載した記事を投稿したことによって、Xの著作権を侵害したことが明らかであるとして、発信者情報の開示を請求したものである。問題となった投稿は、本判決の本件投稿22と同一とみられるところ^{*19}、問題となった写真（本判決にいう本件写真29と同一）が掲載された記事とは別の記事を批評するものであった。結論として裁判所は、分離困難性要件および軽微性要件のいずれも満たさないとして同条にいう付随対象著作物の利用に当たらないとした。さらには旧

30条の2の類推適用も否定した。

また、前述のとおり、傍論として新30条の2の適用について判断を加えた事例に〔パンフレット写り込み事件〕判決がある。裁判所は、仮に創作的な表現部分が複製され、その表現上の本質的特徴が感得できるとしても、新30条の2の下で侵害は否定されるとするなかで、軽微性要件、正当範囲要件のいずれも充足するとし、同条のただし書きに該当しないとして結論を導いたが、付随性要件への言及はなかった。

(2) 本判決の評価

本判決は、軽微性要件および正当範囲要件のいずれも充足するとして、新30条の2の抗弁が成立するとしている。そして、付随性要件については、「軽微な構成部分」とであると認めることで直ちに「付随対象著作物」とであることを認めている。新30条の2の要件論については、正当範囲要件および軽微性の要件において本条の適用のために必要な考慮要素は勘案し尽くされているから、両要件が充足される限り、付随性要件は独自の意義を持たないものとしてよく、軽微性要件を充足すれば、さしあたり付随性要件が充足されるとしてよいだろう^{*20}。ゆえに、本判決の判断構造は妥当である。

軽微性要件について、本判決はYの撮影した写真（作成伝達物）のなかでXの著作物の占める割合を定量的に判断して、同要件を充足するとしている。他方で、本判決の本件投稿22と同一の投稿について判断を下した〔A新聞発信者情報開示請求事件〕判決は、新聞紙面を複製した写真に占める割合を、批評対象となる記事との相対的な割合で判断していた。

前述のとおり、軽微性は諸要素を総合的に考慮して判断するものであって、「当該著作物の占める割合」は一要素にすぎないとはいえ、本判決は「当該著作物の占める割合」の判断手法に示唆を与える^{*21}。この判断手法の違いについて、〔A新聞発信者情報開示請求事件〕判決が批評対象となる記事と対比したのは、新聞紙面を複製した写真における著作物の果たす役割の大きさを考慮に入れることにあったのではないか。これを考慮要素とする新30条の2にいう正当範囲要件に相当する要件は、旧30条の2にはなく、軽微性に取り込んだということであろう。新30条の2の下では、正当範囲要件で考慮すればよく、本判決の判断手法が妥当である。

さらに、正当範囲要件の考慮要素の一つである「当該付随対象事物等の当該複製伝達対象事物等からの分離の困難性の程度」について、本判決は「批評の対象とされた新聞記事の

紙面における『A新聞』の題字に隣接するために分離して撮影することも困難」とした。本判決の本件投稿22と同一の投稿に関して〔A新聞発信者情報開示請求事件〕判決が、旧30条の2の分離困難性要件を満たさないとしたことと対照的である。新聞記事を写真撮影する際にマスキングすることまで求めることは相当ではなく、本判決の理解が妥当である^{※22}。

関連して、写真撮影後に、Twitterへの投稿前の段階で、撮影した写真を加工することは別途可能であるとして、写真加工を行わずに投稿する行為が新30条の2第2項ただし書きに該当するとの見方もあり得るかもしれない。しかし、撮影時点でのマスキングと、投稿前の加工は実質的な差異はないと思われるから、原則として、1項の下で許された付随対象著作物の利用である以上は、2項ただし書きの別途の適用はないとすべきである。加えて、本件各投稿に付された写真に

写し出された本件各写真は、「全体として不鮮明であり、その画質は粗く細部は捨象されており、それ自体独立して鑑賞の対象となるものとはいえない」とされていることから、著作権者の利益を不当に害するとは言い難い。

【謝辞】

本稿作成の過程において、鈴木康平先生（人間文化研究機構）にさまざまなご指導ご助言を賜りました。記して感謝申し上げます。なお、本稿は、放送文化基金2025年度助成〔人文社会部門〕による研究成果の一部です。

脱稿後に、村井麻衣子「判批」令和7年度重判解（ジュリスト1623号）（2026年）230頁に接した。

（すえむね たつゆき）

- ※1）鈴木康平＝志賀典之＝末宗達行「著作物の『写り込み』に関する日本・ドイツ・イギリスの権利制限と裁判例」コピライト775号（2025年）36頁〔鈴木〕。
- ※2）鈴木ほか・前掲※1）36頁〔鈴木〕。本判決の先行評釈として、小林利明「判批」ジュリスト1617号（2025年）8～9頁、濱口太久末「判批」JRRCMagazinNo.436（2025年9月18日、<https://jrrc.or.jp/no436/>）。
- ※3）加戸守行『著作権法逐条講義〔七訂新版〕』（著作権情報センター、2021年）265頁ほか。
- ※4）法30条の2の立法や改正過程、学説の状況の詳細については、拙稿「応用美術の『写り込み』をめぐる一考察（1）」早稲田法学97巻4号（2022年）9～37頁を参照。
- ※5）一藤哲志「判解」ジュリスト1591号（2023年）110頁、平山俊輔「判解」ジュリスト1616号（2025年）117頁。
- ※6）関連して、プロバイダ責任制限法（当時）4条1項の委任を受けた総務省令の改正に伴う同様の論点を扱った判例として、最判令和5年1月30日民集77巻1号86頁もある。
- ※7）前掲※6）最判令和5年1月30日も経過措置等の規定がないことを、改正後省令を適用する理由の一つとしており、少なくともこの点においては、判断枠組みがほぼ共通していると考えられる〈中澤佑一「判批」ジュリスト1611号（2025年）109頁も参照）。そのうえで、齋藤健一郎「判批」民商法雑誌159巻6号（2024年）888頁は、前掲※6）最判令和5年1月30日が、改正後省令の施行前の投稿への改正後省令の適用を、過去に終結した事実に対しての適用としての遡及適用には当たらないものと解しているとの理解を示す。
- ※8）犬飼貴之「発信者情報開示の対象となるログイン通信の範囲に関する最高裁判決（最二小判令和6・12・23）の実

- 務への影響」NBL1285号（2025年）43頁。中澤・前掲※7）109頁、清水陽平「判批」法学セミナー増刊 速報判例解説vol.37 新・判例解説Watch（2025年）89頁も同旨。
- ※9）村尾治亮＝持田大輔「出版物に掲載する写真における写り込み」上野達弘＝西口元編著『出版をめぐる法的課題—その理論と実務』（日本評論社、2015年）159～160頁。
- ※10）『第180回国会 衆議院文部科学委員会議事録第5号』（平成24年6月8日）1頁〔平野博文文部科学大臣発言〕を参照。
- ※11）加戸・前掲※3）265頁。
- ※12）前田哲男「『写り込み』等に係る規定の整備」ジュリスト1449号（2013年）29頁。
- ※13）三村量一ほか「判例の動き」高林龍ほか編『年報知的財産法2025-2026』（日本評論社、2026年）114頁〔上野達弘〕。
- ※14）井上由里子「判批」『著作権判例百選〔第6版〕』（別冊ジュリスト242号）157頁は、〔毎日オークション事件〕判決が、法47条の2を引用法理の具体化としての確認規定であるとの理解を否定したとする。
- ※15）三村ほか・前掲※13）114頁〔上野〕。
- ※16）半田正夫＝松田政行編『著作権法コンメンタール2〔26条～88条〔第2版〕〕』（勁草書房、2015年）187頁〔小泉直樹〕。
- ※17）永山裕二「著作権行政をめぐる最新の動向について」コピライト619号（2012年）12頁。
- ※18）前田・前掲※12）31頁。
- ※19）鈴木ほか・前掲※1）36～37頁〔鈴木〕。
- ※20）拙稿「応用美術の『写り込み』をめぐる一考察（2・完）」早稲田法学98巻1号（2022年）38～39頁。
- ※21）濱口・前掲※2）、鈴木ほか・前掲※1）37頁〔鈴木〕。
- ※22）鈴木ほか・前掲※1）37頁〔鈴木〕。